

## 第11章 被害救済等

### 第1節 公害健康被害補償制度

#### 1 制度の概要と府下の状況

大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）は、基本的には民事責任を踏まえた損害賠償制度としての性格を持ち、その被害者に対し、医療給付・障害補償等を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を実施することとしており、これらの事業に必要な費用は、原則として汚染原因者が汚染の寄与度に応じて負担することとなっている。

府域では、昭和44年12月、大阪市西淀川区が旧「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和44年法律第90号（昭和49年9月1日、公害健康被害補償法の施行に伴い廃止））に基づく救済対象地域に指定されて以来、逐次、対象地域の拡大が行われた。昭和61年度末においては、大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっている。

これらの地域における本制度の対象者は、大気汚染による気管支喘息等の4疾病とそれらの続発性にかかっている者のうち、法律の定めるところにより、各指定地域の市長が認定することとなっており、その認定状況は表2-11-1のとおりである。

表2-11-1 公害健康被害者認定状況

(1) 指定地域別認定状況

(昭和62年3月末現在)

地 域	認定患者数	左 の うち 取 消 数			現存認定患者数
		治 ゆ 等	死 亡	転 出	
大 阪 市 全 域	35,764人	10,647人	5,599人	424人	19,094人
豊 中 市 南 部	1,097	334	141	36	586
堺 市 西 部	5,664	716	959	67	3,922
吹 田 市 南 部	640	65	98	18	464
守 口 市 全 域	4,914	1,332	375	127	3,080
東 大 阪 市 中 西 部	4,375	429	459	83	3,404
八 尾 市 中 西 部	2,327	255	285	61	1,726
計	54,781	13,778	7,911	816	32,276

(2) 各年度末現存認定患者数の推移

年 度	昭 5 7	5 8	5 9	6 0	6 1
各年度末現存認定患者数(人)	30,315	30,684	31,184	31,590	32,276

**2 公害病認定患者死亡見舞金の支給**

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金(5万円)を支給することとしており、昭和61年度は600名の死亡者の遺族に対し、総額3,000万円を支給した。

**3 公害医療研修事業に対する助成**

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している社団法人大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

## 第2節 公害等の苦情及び紛争の処理

### 第1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和61年度に取り扱った公害に関する苦情件数は6,952件であり、このうち新規に直接受理した件数は5,213件で、前年度と同数となっている(表2-11-2)。

表2-11-2 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・他府県	警察	国の機関	
昭61	6,952	5,213	10	5	5	0	1,729
60	7,158	5,213	20	12	8	0	1,925

#### 1 苦情の発生状況

##### (1) 公害の種類別苦情件数

昭和61年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が4,642件で全体の89.0%を占めており、このうち騒音に関するものが2,048件で最も多く、全体の39.8%を占め、次いで大気汚染1,170件(22.4%)、悪臭734件(14.1%)、水質汚濁356件(6.8%)、振動323件(6.2%)となっている(図2-11-1、表2-11-3)。

図2-11-1 公害の種類別苦情件数の推移

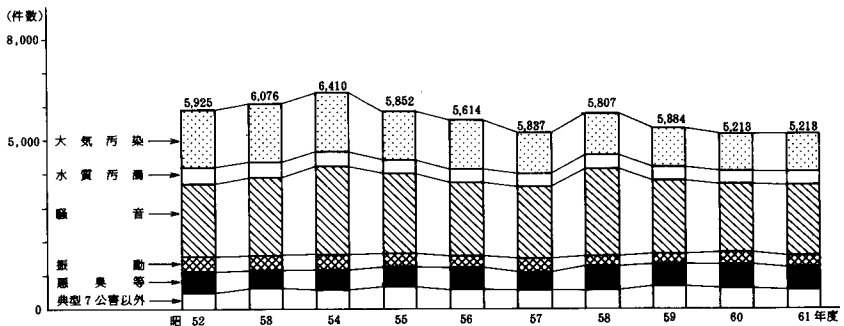


表 2-11-3 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度 件数	昭 6 1		6 0	
		件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型 7 公害	大 気 汚 染	1,170	22.4%	1,116	21.4%
	水 質 汚 濁	356	6.8	388	7.4
	土 壌 汚 染	5	0.1	8	0.2
	騒 音	2,048	39.3	2,021	38.8
	振 動	328	6.2	364	7.0
	地 盤 沈 下	6	0.1	4	0.1
	悪 臭	784	14.1	706	13.5
	計	4,642	89.0	4,607	88.4
典型 7 公害 以外のもの	日 照 阻 害	1	0.1	3	0.1
	電 波 障 害	14	0.3	29	0.5
	廃 棄 物	154	2.9	146	2.8
	そ の 他	402	7.7	428	8.2
	計	571	11.0	606	11.6
合 計		5,213	100.0	5,213	100.0

註 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した（以下表2-11-8についても同じ。）。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が552件で最も多く、全体の11.9%を占め、次いで繊維・衣服製造業160件（3.4%）、機械・器具製造業147件（3.2%）、食料品製造業113件（2.4%）となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、商店・飲食店が737件で最も多く、全体の15.9%を占め、次いで土木・建築工事735件（15.8%）、一般家庭183件（3.9%）となっている（表2-11-4）。

表 2-11-4 発生源の業種別苦情件数

発生源の業種		年度		昭 6 1						6 0				
		公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
		件数	構成比								件数	構成比		
生産工場	食 料 品	25	18		33	2	1	34	113	2.4%	130	2.8%		
	織 維 ・ 衣 服	52	14		64	12		18	160	3.4	184	4.0		
	木材・家具・木製品	57	1		34			16	108	2.3	86	1.9		
	パルプ・紙製品	6	5		14	3		4	32	0.7	35	0.8		
	石油・化学製品	46	8		18	3		22	97	2.1	113	2.5		
	ゴム・皮革製品	11	1		10	6		11	39	0.8	30	0.6		
	窯業・土石製品	25	5		16	1		1	48	1.0	45	1.0		
	鉄鋼・非鉄金属製品	131	27		250	65		79	552	11.9	645	14.0		
	機 械 ・ 器 具	36	11	2	64	12		22	147	3.2	131	2.8		
そ の 他	70	14	1	86	13		71	255	5.4	250	5.4			
計	459	104	3	589	117	1	278	1,551	33.4	1,649	35.8			
生産工場以外	修 理 工 場	19	4		18			9	50	1.1	64	1.4		
	土 木 ・ 建 築 工 事	241	10		337	114	2	31	735	15.8	721	15.7		
	交 通 機 関	23	1		48	50		1	123	2.7	119	2.6		
	牧畜・養豚・養鶏場	1	8					16	25	0.5	34	0.7		
	下 水 ・ 清 掃 事 業	6	3		2			15	26	0.6	48	1.0		
	娯 楽 遊 興 ス ポ ー ツ 施 設	1	1		32	1		4	39	0.8	33	0.7		
	一 般 家 庭	24	36		79		1	43	133	3.9	148	3.2		
	鉱 業			1					1	0.1	2	0.1		
	商 店 ・ 飲 食 店	43	10		620			64	737	15.9	689	15.0		
事 務 所	16			11			7	34	0.7	43	0.9			
そ の 他	277	57		302	33	1	174	849	18.3	813	17.6			
不 明	60	122	1	10	3	1	92	289	6.2	244	5.3			
計	711	252	2	1,459	206	5	456	3,091	66.6	2,958	64.2			
合 計	1,170	356	5	2,048	323	6	734	4,642	100.0	4,607	100.0			

### (3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,460件と最も多く、全体の31.5%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,408件と全体の半数以上(51.9%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,320件(28.4%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が625件(13.5%)となっている(表2-11-5)。

表2-11-5 被害の地域別苦情件数

年度 公害の種類 被害地域の特性		昭61							合計		60	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計	
									件数	構成比%	件数	構成比%
都市計画法による 都市計画区域	第1種住居専用地域	29	28		71	5	1	23	157	3.4%	118	2.6%
	第2種住居専用地域	187	50	1	382	59	1	111	791	17.0%	767	16.6%
	住居地域	363	94	1	666	113	1	222	1,460	31.5%	1,495	32.5%
	小計	579	172	2	1,119	177	3	356	2,408	51.9%	2,380	51.7%
	近隣商業地域	23	11		133	8		22	202	4.4%	188	4.0%
	商業地域	55	5		251	32	2	78	423	9.1%	404	8.8%
	小計	78	16		389	40	2	100	625	13.5%	592	12.8%
	準工業地域	310	87	2	374	73	1	189	1,036	22.3%	1,072	23.3%
	工業地域	71	14		63	18		46	212	4.6%	210	4.5%
	工業専用地域	41	6		5	3		17	72	1.5%	54	1.2%
	小計	422	107	2	442	94	1	252	1,320	28.4%	1,386	29.0%
	その他	85	54		98	12		22	271	5.8%	272	5.9%
	計	1,164	349	4	2,048	323	6	730	4,624	99.6%	4,580	99.4%
都市計画区域以外の区域	6	7	1				4	18	0.4%	27	0.6%	
合計	1,170	356	5	2,048	323	6	734	4,642	100.0%	4,607	100.0%	

### (4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,450件で最も多く、全体の74.3%を占め、次いで健康に対する被害527件(11.3%)、財産に対する被害323件(7.0%)となっている(表2-11-6)。

表 2-11-6 被害の種類別苦情件数

年度 公害の種類 被害の種類		昭 6 1							6 0				
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合 計		合 計		
									件数	構成比	件数	構成比	
健	康	71	2	1	384	31		38	527	11.8%	574	12.5%	
財	産	220	23		22	47	4	7	323	7.0	334	7.2	
動	物・植	10	69	4	1				84	1.8	82	1.8	
感	覚的・心	858	286		1,441	227	1	687	3,450	74.8	3,501	76.0	
そ	の 他	11	26		200	18	1	2	258	5.6	116	2.5	
合	計	件 数	1,170	356	5	2,048	323	6	734	4,642	—	4,607	—
		構 成 比	25.2%	7.7	0.1	44.1	7.0	0.1	15.8	—	100.0	—	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

## 2 苦情の処理状況

昭和 6 1 年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは 5,083 件で、取扱件数 6,952 件の 73.1% を占めている（表 2-11-7）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが 998 件と最も多く、全体の 19.6% を占め、次いで作業の停・廃止、行為の中止 540 件（10.6%）、生産工程・作業方法の改善 447 件（8.8%）、原因物質の除去等 391 件（7.7%）となっている（表 2-11-8）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表 2-11-9 及び表 2-11-10 のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表 2-11-11 のとおりである。

表 2-11-7 苦情処理件数（昭和 61 年度）

年 度	合 計	処 理 件 数						その他翌年 度へ繰越等
		解 決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市町村・ 他府県	警 察	国の機関	他の機関	
昭 6 1	6,952	5,083	169	37	10	5	117	1,700
6 0	7,158	5,226	176	88	18	10	60	1,756

表 2-11-8 処理内容別苦情処理件数（昭和 61 年度）

処理内容	典 型 7 公 害							典 型 7 公 害 以外 の 苦 情	合 計		
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		計	件数	構成比
工場等移転	16	1		37	5		12	71	1	72	1.4%
機械施設の移転	4	1		29	5		11	50	4	54	1.1
機械施設の改善	47	27		116	8		30	228	11	239	4.7
故障の修理復旧	40	23		9	5		13	90	3	93	1.8
生産工程・作業方法の改善	204	10	1	143	20		61	439	8	447	8.8
作業時間の変更	12			231	5		2	250	46	296	5.8
作業停止・廃止行為の中止	243	3		147	33	1	47	474	66	540	10.6
原因物質の除去等	56	47	2	4			49	158	233	391	7.7
被害者の建物等への防止対策	3			6			5	14	1	15	0.3
府・市町村の措置又は説明に納得	181	108	2	400	92	2	179	964	29	993	19.6
防除機械・施設の新設	63	21	1	116	13		33	247	8	255	5.0
その他	298	112	1	800	136	2	198	1,547	141	1,688	33.2
合計	1,167	353	7	2,038	322	5	640	4,532	551	5,083	100.0

注 前年度からの繰越分を含む。

表 2-11-9 府警察機関における公害関係苦情処理状況（昭和 61 年）

公害の種類		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物	合計
処理 区分	説諭等	0	0	346	0	2	6	354
	行政引継 (通報)	1	2	9	0	0	7	19
	措置不能	0	1	2	0	0	3	6
合計		1	3	357	0	2	16	379

表 2-11-10 公害関係事犯検挙状況（昭和 61 年）

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	悪臭	廃棄物	合計
検挙件数	0	6	1	99	106



表 2-11-11 農業関係の苦情処理状況（昭和 61 年度）

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況(苦情内容)	措置
大気汚染	工場から排出する有害物質	昭 61.5.30	ナタネ菜、そら豆	富田林市 錦 織	ナタネ菜の枯死、わい小化及びそら豆の葉の一部の枯死	現地調査及び土壌分析の結果、可溶性亜鉛が原因と推定された。処理装置の維持管理等を十分行うよう指導した。（昭 61.10.21 完了）
水質汚濁	不明	昭 60.6.19	水 稲	箕面市 西 宿	水 稲 苗 の 枯 死	現地調査及び土壌分析等を行ったが被害原因が判明しなかった。また、現地の土壌による栽培試験の結果、水稲や野菜に影響は認められなかった。農家に対し、耕起を行うよう指導した。（昭 61.4.28 完了）
	工場排水の地下浸透	昭 60.8.7	水 稲	摂津市 鳥 飼	水 稲 の 枯 死	現地調査及び土壌分析等の結果工場排水中の塩素イオンが地下浸透し、水田の土壌を汚染したものと判明した。工場に対し排水路及び使用原料の変更並びにより壁の改修を指導した。（昭 61.6.25 完了）
	事業場からの雨水排水	昭 61.2.17	インゲン	柏原市 円明町	インゲンの成育障害	現地調査及び土壌分析等の結果亜鉛が原因と判明した。事業場に対し施設の改修を指導した。（昭 61.9.5 完了）
	工場からの排水	昭 61.5.10	水 稲	高槻市 如是地区	（水稲被害の恐れ）	女瀬川で環境基準を超えるカドミウムが検出されたので産米・土壌の調査を行った結果汚染は認められなかった。（昭 61.12.25 完了）
	不明	昭 61.7.10	水 稲	箕面市 今 宮	水 稲 の 枯 死	現地調査及び土壌分析を行った結果、土壌の異常還元による根ぐされ及び除草剤が原因と考えられたので、農家に対し営農上の問題について指導するとともに、付近住民に対し除草剤の使用方法について指導・啓発を行った。（昭 62.1.19 完了）

## 第2 公害紛争の処理

### 1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国においては公害等調整委員会、都道府県においては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

### 2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和61年度末までの公害紛争に係る調停等の受案件数は65件、終結件数は59件である。このうち昭和61年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し6件、新規受理5件の合計11件でこれらについて紛争の調停の手続を進めてきた結果、5件が終結した（表2-11-12～13）。

表2-11-12 公害紛争の取扱状況

（昭和62年3月31日現在）

年度	件数	受理件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45～56		47	32	15
57		3	7	11
58		5	6	10
59		3	5	8
60		2	4	6
61		5	5	6
合計		65	59	

表 2-11-13 公害紛争の処理（終結）概要（昭和 61 年度）

事 件 の 表 示	受 理 年 月 日	手 続 開 催 回 数	終 結 の 種 類
	終 結 年 月 日		
昭和 59 年（調）第 2 号事件 〔アイロンプレス作業に伴う騒音振動の対策等を請求〕	昭 59. 3.28	1 2	調停打切 り
	61.11.28		
昭和 60 年（調）第 1 号事件 〔酒類の配送センターから発生する騒音の対策等を請求〕	昭 60. 4.26	1 1	調停成立
	61. 4.25		
昭和 61 年（調）第 1 号事件 〔地盤沈下による損害の賠償等を請求〕	昭 61. 3.28	7	調停打切 り
	61.11.21		
昭和 61 年（調）第 2 号事件 〔新空港埋立工事に際して公害防止協定の締結等を請求〕	昭 61. 5.28	6	調停打切 り
	62. 2.18		
昭和 61 年（調）第 3 号事件 〔金属プレス工場から発生する騒音振動の対策等を請求〕	昭 61. 5.28	4	調停成立
	61.10.20		